

フッ化物洗口推進ガイドブック

～行政が行うフッ化物洗口実施までの流れ～



(公社)鹿児島県歯科医師会

フッ化物洗口推進ガイドブック

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. フッ化物洗口実施フローチャート | 2 |
| ステップ1 市町村内部での意思統一 | 3 |
| ステップ2 関係者の理解と合意 | 4 |
| ステップ3 予算化 | 4 |
| ステップ4 教職員の理解 | 5 |
| ステップ5 保護者の理解 | 6 |
| ステップ6 実施 | 9 |
| 3. フッ化物洗口実施までの流れ | |
| ～フッ化物洗口実施地区より～【参考資料】 | |
| ・薩摩郡さつま町（さつま町役場子ども支援課 0996-53-1111） | 10 |
| ・薩摩川内市（教育委員会学校教育課 0996-23-5111） | 12 |
| ・霧島市（教育委員会学校教育課 0995-64-0707） | 13 |
| ・鹿屋市（教育委員会学校教育課 0994-31-1137） | 15 |

1.はじめに

厚生労働省は、平成15年に「フッ化物洗口ガイドライン」を定め、その趣旨を関係各位に周知をすることで、取組の方向性を示しました。

本県においては、平成20年度から保育園・幼稚園におけるフッ化物洗口モデル事業やフッ化物洗口ガイドブックの作成等に取り組み、フッ化物洗口を実施する保育園・幼稚園の増加を図ってきたところです。

また、平成25年3月に「鹿児島県歯科口腔保健計画」を策定し、歯科口腔保健に関する施策等を総合的に推進しており、乳幼児期・学齢期においては、科学的根拠に基づいたむし歯予防対策としてフッ化物洗口等のフッ化物応用を促進しています。

幼児期からのフッ化物洗口の習慣を小・中学校でも継続し、切れ目ないむし歯予防対策をすることが、むし歯予防や口腔機能の獲得に有用であることから、小学校等での実施に当たって参考にさせていただくためのガイドブックを作成しました。

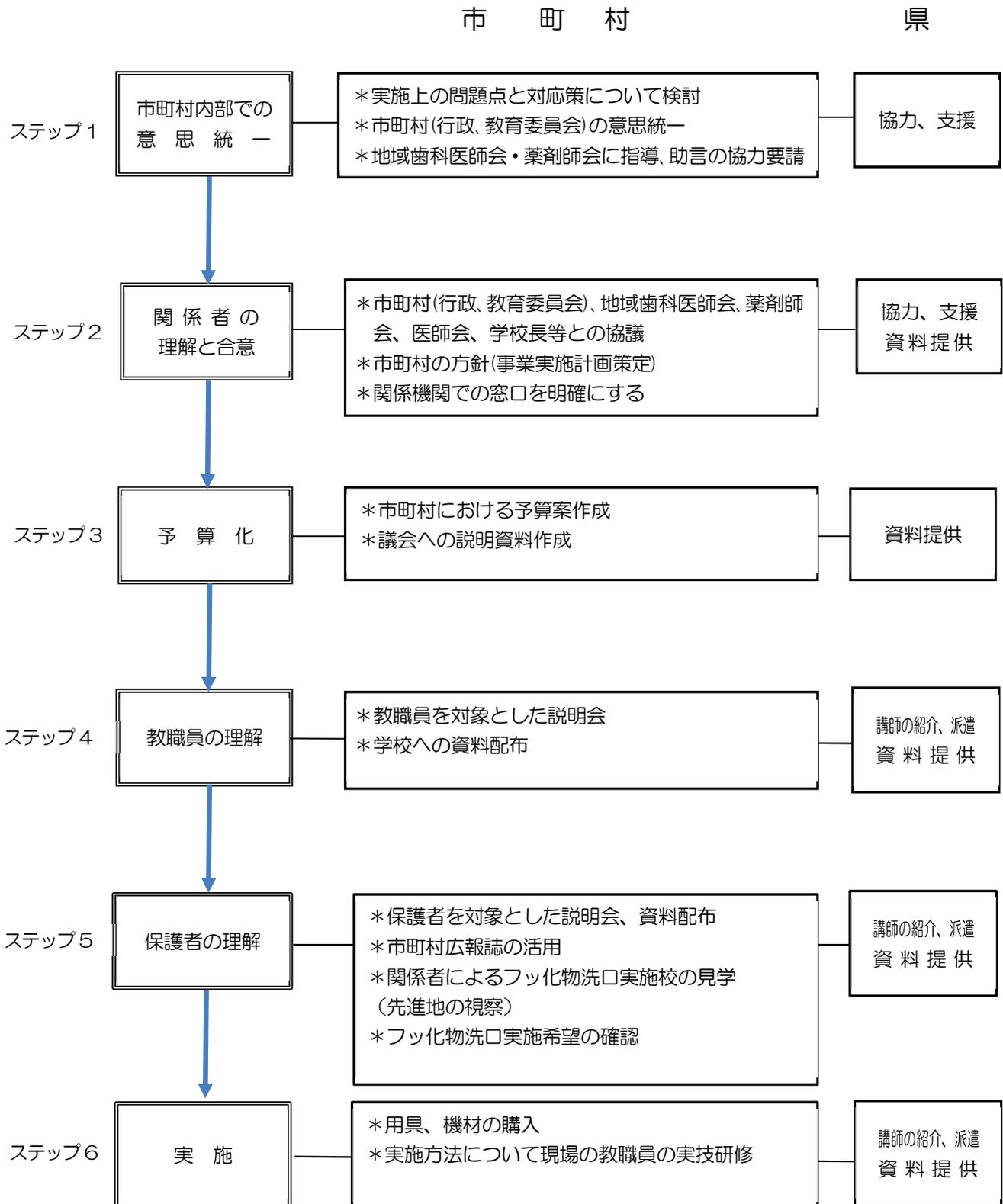
各市町村・教育委員会において、本ガイドブックが有効に活用され、本県の児童・生徒の歯と口腔の健康の増進が図られるよう期待しています。

終わりに、作成に当たり御指導、御協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鹿児島県保健福祉部長 藤本 徳昭

2.フッ化物洗口実施フローチャート



ステップ 1 市町村内部での意思統一

フッ化物洗口を市町村事業として取り組む場合、まず教育委員会か保健衛生主管課の市町村行政内部で十分にむし歯の現状を認識し、課題について話し合いを持ちます。そのための準備として、市町村全体や各々の小学校または中学校のむし歯有病者数（有病者率）、むし歯の推移等のデータを収集し、現状を分析するとともに、これまで行ってきた歯と口の健康づくりに関わる事業の評価をし、フッ化物洗口の必要性について検討をします。

次にフッ化物洗口実施上の問題点と対応策について検討し、市町村行政（教育委員会、保健衛生主管課）の意思を統一した段階で事業実施計画の概要を策定します。

各地域の歯科医師会・薬剤師会は、指導と助言を行う専門的な立場にあるので、行政関係者は歯科医師会・薬剤師会に相談するとともに最初から参画してもらう必要があります。また、医師会についても早い段階から十分に説明し、理解と協力を得ておく必要があります。

フッ化物洗口は公衆衛生施策として、関係者・関係団体の協力を得て実施する事業ですので、まず市町村行政内部の意思統一を図ることを最優先しなければなりません。したがって、このステップがフローチャートの中で最も重要です。薩摩川内市、霧島市、さつま町などの先進地視察も行政内部の意思統一に良い方法です。

ステップ2 関係者の理解と合意

市町村行政内部での意思統一が図られたら、次に行うことは、各地域の歯科医師会、薬剤師会、医師会、学校長、県地域振興局（県保健福祉部）、教育事務所（県教育委員会）、大学等との関係者による「歯科保健推進会議」等の会議を開催し、市町村行政内部で作成した事業実施計画案について十分協議します。この際には、関係団体の意思統一をしっかりと図ります。そして、会議結果に基づいて市町村の方針を決定するとともに事業実施計画を策定します。

<事例>

薩摩川内市 「薩摩川内市学校フッ化物洗口事業推進会議」にて協議
霧島市 「霧島市歯科保健専門委員会」にて協議

ステップ3 予算化

関係者の理解と合意を得たうえで、フッ化物洗口実施の日程や実施方法などの詳細について、協議のうえ最終決定します。

これにあわせて、フッ化物洗口実施に関する予算要求をします（ステップ1の段階で予算を要求する場合があります）。具体的には、研修会や説明会における講師謝金、薬剤・薬剤保管庫の購入費等が考えられます。これらを基に実施規模を考慮して予算書を作ります。議会への説明資料、予想質問事項への対応資料等の作成も必要となります。

<事例>

薩摩川内市では、平成24年度から26年度まで、鹿児島県地域振興推進事業補助金を活用して実施しています。平成27年度以降は薩摩川内市単独での事業となっています。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 平成24年度 | (市：531,000円、県：500,000円) |
| 平成25年度 | (市：931,000円、県：929,000円) |
| 平成26年度 | (市：4,494,000円、県：1,200,000円) |
| 平成27年度 | (市：2,709,000円) |

ステップ4 教職員の理解

市町村の方針が決定し、事業実施計画が策定されます。計画に沿って予算が確定してから、実際にフッ化物洗口を実施する小学校または中学校の現場の理解を得るため、「教職員説明会」を実施することになります。

「教職員説明会」で、フッ化物洗口に関する基礎的知識や安全な実施方法を説明し、理解を得たうえで、実施に向けた現場の体制作りをします。

現場の体制作りのためには、事前の情報提供も重要です。

学校長に対しては、校長会において事業方針・概要の説明と周知、他の教職員に対しては、「教職員説明会」に先立って、市町村行政や歯科医師会、かごしま口腔保健協会など関係団体が開催する「フッ化物洗口研修会」への参加を勧めることも効果的です。

「教職員説明会」の日程については学校の場合は特に、前年度に協議し、「年間計画」にあらかじめ組み込んでおきます。年度がはじまってから日程を組み込む事は非常に困難になります。

このステップで大切なことは、市町村の事業実施方針とその決意を現場へ明確に伝えるとともに、市町村が実施主体となって、この方針に基づき事業を進め、歯科医師会等の学術団体やかごしま口腔保健協会、地域振興局（保健所）の指導助言を受けたうえで、現場が積極的に協力するという体制（事業における現場の役割）を明確に伝える事が重要です。

「教職員説明会」には学校歯科医に指導助言者として参加を要請します。説明会に際して学校歯科医と事前の打ち合わせを行ったうえで質疑応答において指導、助言してもらうようにします。学校歯科医の参加がかなわない場合は、歯科医師会（各地域または県）に相談します。同様に学校薬剤師にも参加を要請します。

フッ化物洗口事業を導入する場合、学校長、教頭、保健主任、養護教諭は中心的役割を担う立場であるので、十分な連携のもと準備を進めます。また、学級担任に対しては、適切なフッ化物洗口が実施できるよう指導の徹底を図る他、各職員の役割についても理解を得ておかなければなりません。これらについては県

歯科医師会や県が作成した DVD¹教材やパンフレット²等を活用してもらおうと良いでしょう。

また、必要であれば、この段階から PTA 役員等保護者の代表にも参加してもらい、理解を得るとともに、今後の計画推進のために協力を要請します。

市町村（行政、教育委員会）はステップを進めるにあたり、適宜学校側と連絡を取り、現場と互いに協力して計画を進めていく必要があります。

また、各学校医、学校歯科医、学校薬剤師には随時相談し、指導、助言を仰ぎます。この時、薬剤の種類、取扱方法等について、なるべく早く決めておきます。

ステップ5 保護者の理解

ステップ4で教職員の理解が得られたならば、次のステップに進みます。

(1) 説明資料の配布と「保護者説明会」の開催

フッ化物洗口について保護者の理解と同意を得るために、「保護者説明会」を開催します。説明会開催に前後してパンフレット、リーフレット等の説明資料を配布し、保護者の事業への理解を深めます。説明資料はフッ化物洗口の効果と安全性について保護者が理解しやすく、誤解を生じさせない表現にすることが肝要です。各地域の歯科医師会や管轄の地域振興局（保健所）の指導、助言を受けると良いでしょう。説明会では質疑応答の時間を十分に確保し、保護者の理解が得られるよう配慮します。事前に質問を受け、講師に伝えておくのも良いでしょう。講師は行政の担当者（教育委員会の担当者）が務め、学校歯科医に指導助言を要請すると良いでしょう。

その他、市町村の広報誌、学校の「保健だより」等を活用して啓発することも効果的です。

(2) 関係者によるフッ化物洗口実施校の見学(先進地の視察)

(1)に前後して、学校長、保健主任、養護教諭、教諭等の代表、PTA役員等の関係者がすでにフッ化物洗口を実施している市町村へ見学に行くことは、フッ

¹ 鹿児島県歯科医師会HP>お役立ち情報>フッ化物洗口DVD>
ぐりぶーと学ぼうフッ化物洗口でむし歯予防

² 鹿児島県HP>健康・福祉>健康・医療>健康づくり>歯の健康>むし歯について
-ぐりぶーと学ぼうフッ化物洗口でむし歯予防 (PDF)

化物洗口の実態がよく理解でき大変有効です。また承諾を得ることができれば、ビデオカメラ等で撮影した洗口の様子を編集して、「保護者説明会」で視聴してもらうのも良いでしょう。

(3) フッ化物洗口実施に対する保護者の希望および申込の確認

保護者に対して十分な広報啓発活動を行い、十分な情報を提供した後、洗口実施に対する保護者の希望を確認するために、希望調査書または申込書の配布と回収を行います。

ただし、誤った情報が流布していたり、情報が不十分であったりする状況で安易に実施希望の確認をとると、保護者が誤った判断をしてしまう危険があります。

あくまでも正しい情報が周知された後で行うのが原則で、学校外で関係のない団体から誤った情報が流布されている場合もあります。そのような状況が確認された場合は速やかに行政担当者または学校歯科医に連絡をして対応策を協議してから希望調査書または申込書の配布と回収を行ってもらうよう、学校の担当者に伝えておく必要があります。

実施にあたっては<例1>（希望調査書）または<例2>（申込書）のような文書で確認する必要があります。文書で実施希望の確認をとる場合、以下の点に留意してください。

<留意事項>

- 1.途中での実施中止や実施希望は随時受け付けることを説明し、一般的には入学時に実施希望の確認をとります。
- 2.実施希望の確認をとる時は、保護者の関心が薄れない説明会終了後の、できるだけ早い時期にとるようにします。
- 3.説明会に出席できなかった保護者には説明会で使用した資料や市町村、学校の方針を説明した文書等を配布します。
- 4.フッ化物洗口は学校の管理、監督下で行う安全性の高いむし歯予防法です。できるだけ多くの子供たちが実施することが望ましいのですが、あくまで希望に基づく実施とします。

〈例 1〉 希望調査書

年 月 日

保護者 様

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

〇〇小学校長 ○ ○ ○ ○

フッ化物洗口実施について（希望調査）

本日、保護者説明会を開催しましたフッ化物洗口につきまして、次のとおり実施しますので、下記により希望調査書の提出をお願いします。

これは、子どもたちの健康な歯の育成のために、歯科医師会の御指導と県の支援により、町の保健事業として実施するものです。

フッ化物洗口は、安全性や予防効果に優れた永久歯のむし歯予防方法です。是非とも多くの方の御参加をお願いいたします。

記

- 1 実施方法 フッ化物洗口剤を水に溶かした洗口液で、週1回、1分間の「ブクブクうがい」をします。
- 2 開始予定 〇〇年〇〇月
- 3 費用 無料（全額公費負担）
- 4 参加希望 実施にあたり、下記の希望調査書を御記入のうえ、〇月〇日（○）までに、クラス担任に提出してください。
*希望しない方も提出してください

----- き り と り せ ん -----

フッ化物洗口希望調査書

※該当する番号に○をつけてください。

フッ化物洗口に参加することを

- 1 希望します。
- 2 希望しません。

年 月 日

〇〇小学校

年 組

児童氏名

保護者氏名

〈例2〉 申込書

| | |
|-------------------|---------------|
| フッ化物洗口申込書 | |
| | 年 月 日 |
| 学 校 長 | 様 |
| ※どちらかを○でかこんでください。 | |
| 1 フッ化物洗口を申し込みます。 | |
| 2 フッ化物洗口を申し込みません。 | |
| 児童の所属 | _____ 小学校 |
| 児 童 氏 名 | _____ 年生 (組) |
| 保護者氏名 | _____ |

ステップ6 実施

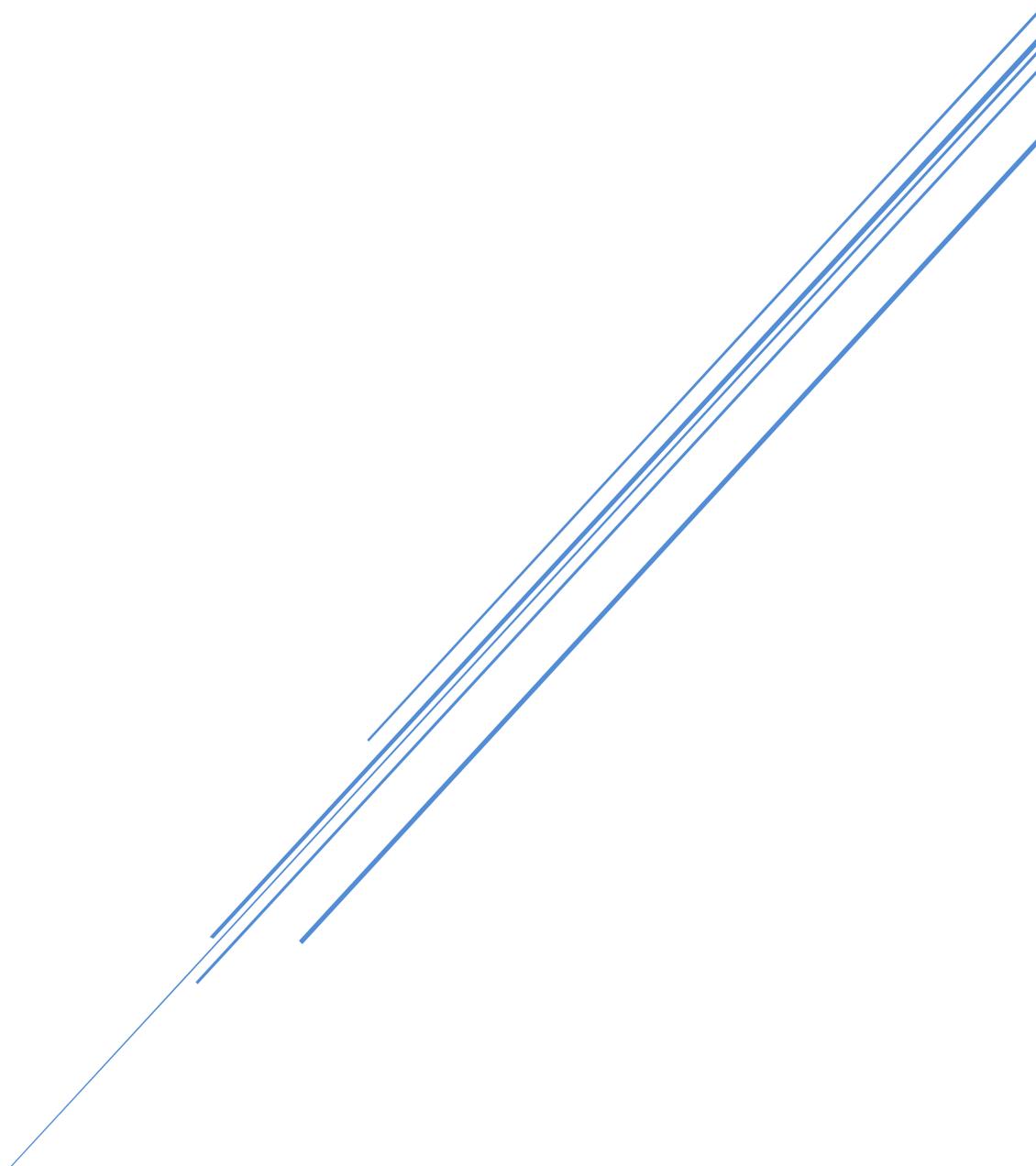
(1) 用具、器材の購入

予算が確定してから、フッ化物洗口に必要用具、器材を購入します。
用具、器材の購入については、各自治体の事例を参考にしてください。

(2) 洗口実施方法についての現場の教職員の実技研修および、薬剤の保管やフッ化物洗口液の作成は、各学校および施設で行いますが、行政でフッ化物洗口液を作成して配布する事例もあります。また、フッ化物洗口液は各クラスで1人分ずつ分注します。なお、フッ化物洗口を安全かつ手際よく実施するためには、現場の教職員に対する実技研修やフッ化物洗口に関する施設の責任者と担当者を決めておく必要があります。

3.フッ化物洗口実施までの流れ

～フッ化物洗口実施地区より～【参考資料】



【薩摩郡さつま町】

さつま町フッ化物洗口導入の経緯

1 イオン導入法からフッ化物洗口への移行

- (1) 昭和48年以降、イオン導入法を旧宮之城町の全幼稚園・保育園と全小学校で年2回実施
- (2) 幼稚園・保育園の場合
 - ・平成元年より旧宮之城町の全幼稚園・保育園でフッ化物洗口を開始
 - ・平成17年さつま町発足後、5つの保育園へ推進
 - ・平成21年6月から5保育園フッ化物洗口開始
- (3) 小学校の場合
平成2年度より2小学校でフッ化物洗口実施
- (4) 平成25年度時点のフッ化物洗口実施状況
保育園12箇所，幼稚園1箇所，小学校2校

2 フッ化物洗口小学校実施拡大の経緯

平成25年度の取り組み

| 月 | 取 組 み 内 容 |
|-------|--|
| 4月 | ・小学校校長会においてフッ化物洗口への取り組みについて依頼 ・教育委員会による小学校訪問，依頼，課題等聞き取り，以後校長会で取り組みへの状況を説明 |
| 6月～9月 | ・フッ化物洗口効果のデータ収集 (町内4中学校の有病率，DMF指数) |
| 11月 | ・町内全ての小学校でのフッ化物洗口実施にむけての町長協議 ※平成26年度より町の事業として町内全ての小学校でフッ化物洗口を実施することとなる |
| 12月 | ・薩摩郡歯科医師会・薩摩郡薬剤師会・町（教育委員会を含む）で事業検討会を開催 「さつまっ子歯と口腔の健口推進事業」（フッ化物洗口）について説明，協議，連携確認 |
| 1月～3月 | ・校長会，PTA会長会でフッ化物洗口事業について説明 |

平成26年度の取り組み

| 月 | 取 組 み 内 容 |
|--------|--|
| 4月 | ・薩摩郡歯科医師会・薩摩郡薬剤師会・町（教育委員会を含む） で保護者・学校職員説明会について協議 |
| 4月～12月 | ・小学校と事前打ち合わせを実施（説明会～実施まで） ・6小学校，保護者・学校職員説明会を実施 |
| 1月 | ・2小学校，保護者・学校職員説明会を実施 |
| 2月 | ・6小学校と1学校幼稚園で保護者・学校職員説明会を実施 ※14校町内すべての小学校，1学校幼稚園での実施となる ・次年度(平成27年度)以降の説明会について協議 ※入学説明会時に新入学保護者に対して説明会を実施する |

3 フッ化物洗口中学校への拡大経緯

平成29年度の取り組み

| 月 | 取 組 み 内 容 |
|-----|---|
| 12月 | ・フッ化物洗口を中学校まで拡大することの町長協議 |
| 1月 | ・校長会において，中学校まで拡大の計画を説明 |
| 2月 | ・平成30年度施政方針に盛り込まれる |
| 3月 | ・平成29年度現在の実施状況（小学校数は再編により14校 から9校へ減少となる） 全幼稚園（2）・全子ども園（4）・全保育園（8）・全小学校（9） |

【薩摩川内市】

第1回フッ化物洗口推進検討会資料

H27.9.11

【薩摩川内市における学校フッ化物洗口事業について】

1 取組の経緯

| 年度 | 主な取組・事業等 | 備考 |
|-------------|--|-----------------------------|
| ～ 平成23年度 | <p>■「薩摩川内市歯科医療問題協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒のむし歯予防対策の推進について ○学校におけるフッ化物洗口導入の背景 <ul style="list-style-type: none"> ▪小学校での取組状況 さつま町(2) 長島町(3) ▪本市3歳児健康診査フッ化物歯面塗布(98%) ▪本市3歳児フッ化物商品の利用(60%) ▪小学生保護者のむし歯予防に対するフッ素の効果理解(98%) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子供のむし歯が多い。 ◇ フッ化物応用について、全てのライフステージへの正しい情報提供が必要。 ◇ フッ化物洗口集団応用実施のための環境づくりが必要。 ◇ かかりつけの歯科医をもち、定期歯科受診の普及啓発が必要。 </div> | |
| 平成24年度 | <p>■ 歯科保健対策（フッ化物応用普及啓発）事業検討会の設置 歯科医師会（県・市・郡） 薬剤師会（川内・薩摩郡） 市（市民健康課・子育て支援課・学校教育課・社会教育課） 県（川薩保健所）</p> <p>■ フォーラムの開催 平成24年8月18日（土）</p> <p>■ 先進地の視察 平成24年9月11日（火） 宮崎市</p> <p>■ 学校フッ化物洗口実施に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職研修会での説明 ○ 保護者・教職員を対象とした説明会実施（6小・4中） ○ 実施校の職員研修等での説明 ○ 器材等の準備 | 実施校 (1小・1中) |
| 平成25年度 | <p>■ 歯科保健対策（フッ化物応用普及啓発）事業検討会の開催 上記関係機関</p> <p>■ 学校フッ化物洗口実施に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職研修会での説明 ○ 保護者・教職員を対象とした説明会実施（11小・5中） ○ 実施校の職員研修等での説明 | 実施校 (9小・6中) |
| 平成26年度 | <p>■ 歯科保健対策（フッ化物応用普及啓発）事業検討会の開催 上記関係機関</p> <p>■ 学校フッ化物洗口実施に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職研修会での説明 ○ 保護者・教職員を対象とした説明会実施（17小・5中） ○ 実施校の職員研修等での説明 | 実施校 (10小・2中) |
| 平成27年度 | <p>■ 学校フッ化物洗口事業推進会議の開催 上記関係機関+学校代表+保護者代表</p> <p>■ 学校フッ化物洗口実施に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職研修会での説明 ○ 実施校の職員研修等での説明 | 実施校 (10月予定含) (13小・4中) |

【霧島市】

霧島市フッ化物洗口事業の経緯資料

【合併前】

霧島市合併前の旧牧園町の保育園でむし歯罹患率が高いことから、その対策について歯科医師・町・保健所と協議し、保育園におけるフッ化物洗口事業開始となる。

その後、旧横川町・旧霧島町・旧福山町においても、保育園・幼稚園児を対象とするフッ化物洗口事業開始となる。

【平成 17 年 11 月】

市町村合併し、「霧島市」となる。

合併前からフッ化物洗口事業を実施していた牧園地区・横川地区・霧島地区・福山地区の保育園・幼稚園においては、合併後も継続して実施。

【平成 19 年度～】

平成 19 年度より溝辺地区、平成 20 年度より国分地区、平成 21 年度より隼人地区の園でも開始され、霧島市全地区で事業開始となる。平成 21 年度の実施園は市内全 50 園中 28 園。

【平成 24 年度】

フッ化物洗口事業を実施している保育園等の園児に対して、「フッ化物洗口カード」の配布開始

【平成 25 年度】

霧島市歯科保健専門委員会において、委員から「鹿児島県歯科口腔保健計画において、フッ化物の応用の推進は、市町村での施策の方向性として明言されており、霧島市でもぜひ進めていただきたい」と学童期のフッ化物洗口の必要性が提言される。

【平成 26 年度】

霧島市歯科保健専門委員会に市教育委員会職員が委員として出席し、学童期のフッ化物洗口事業の必要性について協議する。

協議の中で、国会の答弁にもあるように、フッ化物洗口は医療行為ではなく、学校での保健管理の一環であり、厚生労働省がフッ化物洗口ガイドラインを作成しているので、それに基づきフッ化物洗口事業を進めていくことを確認する。

また、霧島市行政関係者（市長・副市長・教育長・教育部長・保健福祉部長）と始良地区歯科医師会霧島支部との協議会において、歯科医師会から学童期におけるフッ化物洗口事業の必要性等の説明がある。

霧島市としては、フッ化物洗口事業の効果と安全性を確認したことを踏まえ、平成 27 年度から小学校でのフッ化物洗口モデル事業を開始することが決まる。

【平成 27 年度】

保健福祉部健康増進課において学童期のフッ化物洗口事業を予算計上し、2 小学校でモデル的に事業開始。

【平成 27 年度～】

未実施園 22 園について、事業実施の意向調査を行い、事業に前向きな園を訪問し概要等の説明を実施。

- ・ 1 園において事業開始

【平成 28 年度】

学童期のフッ化物洗口事業の予算を、市教育委員会で計上し、小学校で本格的に開始することとなる。

市教育委員会は、市の校長研修会の中で歯科医師会によるフッ化物洗口事業の講義や概要説明を行い、フッ化物洗口の有効性や安全性について理解を求めた。また、市教頭研修会や市養護教諭研修会においても説明を行った。

さらに、『霧島市学校歯科医・学校薬剤師合同研修会』への出席、要請を受け、教育行政、保健福祉行政、それぞれの立場から事業報告等を行い、事業に対しての助言・協力を依頼した。

平成 28 年度は、3 校において事業開始（教職員、保護者併せて説明会 9 回実施）
要望があれば、再度説明会を開催するなど、理解が得られるように努めた。

保育園・幼稚園、小学校を対象とした『霧島市フッ化物洗口実施の手引き』、『フッ化物洗口実施マニュアル』を作成・配布した。

- ・ 1 園において事業開始

【平成 29 年度】

平成 28 年度中に次年度の学校の年間行事にあわせた説明会の調整ができ、12 校 24 回の説明会実施予定。

- ・ 5 校において事業開始（平成 29 年 10 月現在）
- ・ 4 園において事業開始（平成 29 年 10 月現在）

【現在の実施園・実施校の状況】

・ 保育園等の未実施園に対し、本事業の必要性を伝え、実施園を増加していくことを目標としている。実施園が増加することでスムーズに小学校での本事業が実施できると考えている。

10 月現在の実施園及び実施校数

実施校 （平成 29 年 10 月現在、全 35 校中 10 校で実施）

実施園 （平成 29 年 10 月現在、全 52 園中 33 園で実施）

【鹿屋市】

＜鹿屋市学校フッ化物洗口実施に当たっての流れ＞

学校フッ化物洗口は、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年）に示されているインフォームド・コンセント（「フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。」）に基づき、本市においても、市歯科医師会や薬剤師会、鹿屋保健所、健康増進課の協力をいただきながら、保護者等に丁寧の説明し、希望調査を行った上で、実施することとしています。

| | 主 な 事 業 の 流 れ |
|-----------------------|--|
| 実 施 前 年 度 | <p>① 校長から職員への周知</p> <p>② 次年度の教育課程編成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者及び職員を対象とした説明会の計画(日時等) 日課表(フッ化物洗口の実施曜日及び時間帯) |
| 実 施 年 度 | <p>① 保護者及び職員を対象とした説明会(各学校の日程による)の実施</p> <p>[説 明] 市教委・市歯科医師会(学校歯科医)・市薬剤師会(学校薬剤師) 市健康増進課・鹿屋保健所</p> <p>② 保護者への希望調査(1年間保存)の実施→回収</p> <p>③ 各学校が「フッ化物洗口実施計画書」作成(各期ごと)→市教委へ提出</p> <p>[薬 剤] 市教委→市歯科医師会(指禮)→市教委→市薬剤師会(購入)</p> <p>④ フッ化物洗口の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望の有無の一覧表作成 器材等の準備 ぶくぶくうがいの練習 <p>⑤ フッ化物洗口の実施</p> <p>「鹿屋市学校フッ化物洗口実施の手引き」に基づき、フッ化物洗口を実施する。</p> <p>※ 次年度に向けての準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者及び職員を対象とした説明会の計画(日時等) 日課表(フッ化物洗口の実施曜日及び時間帯) |
| 二 年 目 以 降 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記、同様の流れとする。希望調査等の準備ができ次第、洗口を開始する。 ○ 保護者説明会や希望調査は、毎年、必ず実施する。保護者説明会については、新入生(転入生)保護者を基本とするが、学校の実情によっては全保護者を対象として実施してもよい。 ○ 二年目以降の保護者説明会は学校主体で行う。関係団体等の協力を得る必要がある場合は、各学校で関係団体等に依頼し、日程調査等を行う。 |

鹿屋市学校フッ化物洗口事業導入までの流れ

| 日時・場所 | 主 な 内 容 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|-----------------|-------------|---|--|-------------|---|------|-------------|---|---------|-------------|
| 1 2 / 1 3 (火) 17:00~18:30 [中央公民館] | 鹿屋市小・中学校臨時校長研修会 ・・・校長へ説明 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><参加者> 市内小・中学校長 <内 容> ○ 鹿屋市学校フッ化物洗口事業実施計画について ○ 各学校での職員への説明について ○ フッ化物洗口の実際 ○ 質疑・応答</p> </div> | | | | | | | | | | | | |
| 1 2 / 末 ~ 1 / 末 | 各学校での説明会[校長→職員] <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明の基本線等及び説明用資料に沿って、校長が職員へ説明する。 ・ 質問があれば、学校でまとめ、市教委へ報告する。(実施後3日以内) ・ 市教委から各学校へ質問への回答が届き次第、職員へ提示する。 | | | | | | | | | | | | |
| 2 / 上旬 | モデル校長への説明 [市教委] | | | | | | | | | | | | |
| 2 / 2 3 (木) | 鹿屋市議会フッ化物洗口学習会 [市教委・市歯科医師会] 予算編成も含めて、議員に本事業について説明し、理解をいただく。 | | | | | | | | | | | | |
| 2 / 2 4 (金) | 鹿屋市フッ化物洗口学習会 [市教委・市歯科医師会・市薬剤師会・市健康増進課・鹿屋保健所] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>日 時：平成29年2月24日(金) 17:45~19:45 会 場：鹿屋市役所7階大会議室 対 象：鹿屋市内の希望する小・中学校職員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">開会のあいさつ(講師紹介含む)</td> <td style="width: 10%;">17:45~17:55</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>講演 「これだけは知っておきたいフッ化物洗口」 【講師】日本小児科歯科学会小児歯科専門医 (医)まほうつ会 理事長 宮川尚之 先生</td> <td>17:55~18:55</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>質疑応答</td> <td>18:55~19:35</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>閉会のあいさつ</td> <td>19:35~19:45</td> </tr> </table> </div> | 1 | 開会のあいさつ(講師紹介含む) | 17:45~17:55 | 2 | 講演 「これだけは知っておきたいフッ化物洗口」 【講師】日本小児科歯科学会小児歯科専門医 (医)まほうつ会 理事長 宮川尚之 先生 | 17:55~18:55 | 3 | 質疑応答 | 18:55~19:35 | 4 | 閉会のあいさつ | 19:35~19:45 |
| 1 | 開会のあいさつ(講師紹介含む) | 17:45~17:55 | | | | | | | | | | | |
| 2 | 講演 「これだけは知っておきたいフッ化物洗口」 【講師】日本小児科歯科学会小児歯科専門医 (医)まほうつ会 理事長 宮川尚之 先生 | 17:55~18:55 | | | | | | | | | | | |
| 3 | 質疑応答 | 18:55~19:35 | | | | | | | | | | | |
| 4 | 閉会のあいさつ | 19:35~19:45 | | | | | | | | | | | |
| 3 / 9 (木) | 鹿屋市PTA連絡協議会フッ化物洗口説明会 [市教委] 市内PTA関係者に本事業について説明し、理解をいただく。 | | | | | | | | | | | | |
| 4~9月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">【モデル校でのフッ化物洗口実施まで】</p> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>モデル校での保護者説明会(各学校の日程による)の実施</p> <p>[説 明] 市教委・市歯科医師会(学校歯科)・市薬剤師会(学校薬剤師) 市健康増進課・鹿屋保健所等 ※ 説明会后に、保護者への「希望調査」の実施→回収</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>モデル校での職員研修(各学校の日程による)の実施</p> <p>[説 明] 市教委・学校歯科医等</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>モデル校が「フッ化物洗口実施計画書」作成(市教委へ提出)</p> <p>※ 市教委→市歯科医師会(指示作成)→市教委(薬剤一括購入)→各学校へ</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>フッ化洗口の実施</p> </div> <p>※ 1月の「学校教育実践発表会」で「学校フッ化物洗口事業」の実践発表を行い、各学校へ広げていくようにする。</p> </div> | | | | | | | | | | | | |

<参考資料ご提供>

◇さつま町役場

◇薩摩川内市教育委員会

◇霧島市教育委員会

◇鹿屋市教育委員会

フッ化物に関するお問合せ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課

TEL.099-286-2721

南薩地域振興局（加世田保健所）

TEL.0993-53-2316

始良・伊佐地域振興局（始良保健所）

TEL.0995-44-7953

熊毛支庁（西之表保健所）

TEL.0997-22-0777

大島支庁（名瀬保健所）

TEL.0997-52-5411

（公社）鹿児島県歯科医師会

TEL.099-226-5291

鹿児島地域振興局（伊集院保健所）

TEL.099-273-2332

北薩地域振興局（川薩保健所）

TEL.0996-23-3165

大隅地域振興局（鹿屋保健所）

TEL.0994-52-2105

熊毛支庁屋久島事務所（屋久島保健所）

TEL.0997-46-2024

大島支庁徳之島事務所（徳之島保健所）

TEL.0997-82-0149

（一社）かごしま口腔保健協会

TEL.099-223-0378

■発行日 平成30年3月31日

■発行 鹿児島県

公益社団法人 鹿児島県歯科医師会

■編集 フッ化物洗口推進検討委員会

公益社団法人 鹿児島県歯科医師会

学校歯科委員会